

資料 1

用瀬地域振興未来会議資料	
令和 7 年 9 月 2 9 日	
担当課	選挙管理委員会事務局
電 話	(直通)0857-30-8477

支所管内における期日前投票所の投票期間の見直し（案）

1 現状の投票期間

本市の期日前投票所は、選挙期日の公示又は告示があった日の翌日から選挙期日の前日までの間、設けています。

ただし、支所管内の期日前投票所は、統一地方選挙として執行されている鳥取県知事及び鳥取県議会議員選挙に限り、選挙期間の短い鳥取県議会議員選挙の告示があった日の翌日から設け、期間を短縮しています。

※イオンモール鳥取北及び鳥取大学、鳥取環境大学は別に指定した期間

2 現状の利用実績

(1) 全般

- ・期日前投票所の利用者数が多くなっています。
- ・いずれの選挙においても、期日前投票期間の終盤に投票者数が多くなっています。

(2) 支所管内

- ・選挙期間の長い国政選挙では、序盤の利用者数が限られ、時間当たりの利用者数が極端に少ない場合があります

参議院議員通常選挙(R7.7.20)における用瀬支所の時間別投票状況(人)

	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	計
R07.07.04	4	0	0	0	3	2	1	1	4	2	0	17
R07.07.05	4	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	8
R07.07.06	2	4	0	0	1	3	1	2	1	0	0	14
R07.07.07	8	2	6	0	1	4	2	5	1	1	0	30
R07.07.08	3	3	1	0	1	4	0	2	2	0	1	17
R07.07.09	4	8	1	0	0	8	0	0	2	1	0	24
R07.07.10	2	3	5	1	1	3	2	1	0	1	0	19
R07.07.11	5	3	1	1	9	5	2	5	1	0	1	33
R07.07.12	5	5	9	3	4	9	4	3	5	1	0	48
R07.07.13	13	6	2	1	5	4	1	0	4	2	0	38
R07.07.14	16	3	9	1	6	4	2	2	3	2	1	49
R07.07.15	15	13	3	0	4	2	4	8	3	2	1	55
R07.07.16	5	16	8	3	2	5	5	1	2	6	0	53
R07.07.17	4	8	5	3	8	9	1	8	11	3	4	64
R07.07.18	11	5	11	1	2	5	2	6	11	4	7	65
R07.07.19	15	13	8	7	11	7	5	7	11	11	4	99

3 見直しに当たっての制度上の制限

期日前投票所は、一の期日前投票所を除き、市選挙管理委員会の指定した期間に設けることが法に規定されています。

このため、市役所本庁舎の期日前投票所を法に規定された期間に設けることで、支所管内の期日前投票所の投票期間については、市選挙管理委員会が指定する限りにおいて見直すことができます。

4 具体的な見直し案

支所管内における期日前投票所の利用状況を踏まえ、衆議院議員及び参議院議員の国政選挙においては、鳥取県議会議員選挙と同じ土・日を含む選挙期日前8日間を投票期間とします。

	期日前投票の設置期間								選挙期日
	16日前	～	11日前	～	8日前	7日前	～	1日前	
	金		水		土	日		土	
衆議院議員			3日短縮 →		支所管内の期日前投票期間				
参議院議員	8日短縮 →				(見直し後)				

※県及び市の選挙では、期間の見直しは行いません。

5 選挙人への影響とその対応

支所管内の期日前投票所の投票期間の見直しに伴い、投票できる期間が短縮されます。

このため、支所だよりはもとより市報や市ウェブサイトにより、期日前投票所の投票期間を周知します。

6 主な効果

- ・1時間当たり投票者数ゼロ人となるような閑散とした環境が見直されます。
- ・少なくとも1投票所あたり64,744円/日の人件費(投票管理者、立会人及び事務従事者2人)の減につながります。

衆議院議員総選挙 1,553,856円の減

参議院議員通常選挙 4,143,616円の減

7 意見交換等のスケジュール

9月 選挙管理委員会

10月 地域振興未来会議または自治会役員会

12月 選挙管理委員会

8 施行予定日

令和10年7月執行予定の第28回参議院議員通常選挙から施行します。